

奈良工業高等専門学校職員宿舎規程

平成16年 4月 1日制定
平成19年12月21日改正
平成21年 4月 1日改正
平成26年 6月23日改正
平成28年 4月 1日改正
平成28年 6月21日改正
平成30年 3月 6日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）において常時勤務する教職員及びその他校長が許可する者（以下「教職員等」という。）に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する事項を定め、その適正化を図ることにより、教職員等の職務の能率的な遂行を確保し、本校の事業の円滑な運営に資することを目的とする。
(適用範囲及び他の規程との関係)

第2条 本校の宿舎の設置並びに維持及び管理については独立行政法人国立高等専門学校機構宿舎規則（平成16年規則第33号、以下「宿舎規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「宿舎」 教職員等及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本校が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものをいう
- 二 「自動車の保管場所」 前号に規定する工作物その他施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として教職員等に使用させるため本校が設置するものをいう
- 三 「被貸与者」 宿舎の貸与を受けた者及び宿舎規則第18条第1項の規定の適用を受ける同居者をいう

(本校の宿舎及び所在地)

第4条 本校の所有する宿舎及び棟並びにその所在地は次のとおりとする。

宿舎	棟	所在地
西ノ京宿舎	1号棟	奈良県奈良市六条1丁目17番地

(本校の所有する宿舎以外の宿舎に入居している者)

第5条 教職員等で、前条以外の宿舎に入居している者については、特別の定めがない限り、この規程を準用する。

(宿舎の維持及び管理に関する責任者)

第6条 宿舎規則第5条により、宿舎の維持及び管理は、校長が行うものとする。

(管理人の選定)

第7条 校長は、必要に応じて宿舎に管理人を置くことができる。

(宿舎を貸与する者の選定)

第8条 宿舎を貸与する者の選定に当たっては、その者の貸与を受ける必要事情等を考慮して、校長が選定するものとする。

(宿舎の貸与の申込み)

第9条 宿舎の貸与を希望する者は、貸与を受けたい旨の申請書を校長に提出しなければならない。

2 前項において、校長が宿舎の貸与を承認したときは、宿舎の貸与についての承認書を交付するものとする。

(同居の承認)

第10条 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ同居させようとする者の氏名、年齢及び職業、同居させようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入居期限)

第11条 宿舎貸与の承認を受けた者は、その宿舎貸与承認書に記載された入居日から10日以内に当該宿舎に入居しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、校長の承認を得てその入居期限を延期することができる。

2 校長は、宿舎貸与の承認を受けた者が前項の規定による入居期限までに当該宿舎に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

(自動車の保管場所)

第12条 宿舎に入居している者で、自動車の保管場所の貸与を希望する者は、貸与を受けたい旨の申請書を校長に提出しなければならない。

2 前項において、校長が自動車の保管場所の貸与を承認したときは、貸与についての承認書を交付するものとする。

3 自動車の保有者は、宿舎の被貸与者又は同居者に限るものとする。

(宿舎の使用料)

第13条 宿舎の使用料(自動車の保管場所を含む。以下同じ。)は、月額によるものとし、その使用料については別表第1に定める額とする。ただし、第4条に規定する宿舎以外の宿舎の使用料については、当該宿舎の維持管理機関が定める宿舎の使用料を適用するものとする。

2 月の中途において新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

日割り使用料＝貸与した日数／その月の日数×月額使用料（円未満切捨）

3 宿舎の貸与を受けた者は、宿舎使用料を毎月その月末までに、本校に払い込まなければならない。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき本校と協定を結ぶ場合は、この限りではない。

4 宿舎の貸与を受けた者が第16条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合、又は休職のため給与を支給されなくなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎の使用料を、毎月その月末までに、本校に払い込まなければならない。

5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

6 校長は、物価の変動等その他の理由により必要がある場合は使用料を変更することができる。

（宿舎の使用上の義務）

第14条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき本校の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。

4 被貸与者は次の各号に示す行為をしてはならない。

一 校長の承認を得ていない者を同居させること

二 犬、猫、鶏等の動物を飼育すること

三 宿舎内での危険物の使用又は他の居住者に危険を及ぼすと思われる行為をすること

四 騒音など他の居住者に迷惑を及ぼす行為又は共同生活の秩序をみだす恐れのある行為をすること

五 その他前号に準ずる行為をすること

5 被貸与者は、第1項から前項に示すものの他、宿舎の使用について、本校の指示に反してはならない。

6 前条第5項の規定は、被貸与者(同居者に限る。)の第1項及び第2項、第4項及び第5項の規定に違反したことに起因する債務及び第3項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舎の修繕費等)

第15条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により、宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は本校が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りではない。

(宿舎の明渡し等)

第16条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなった日から当該各号に定める期間内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、本校と協議の上、その該当することとなった日から本校の承認する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

一 本校の教職員等でなくなったとき20日

二 死亡したとき20日

三 宿舎の貸与期間が満了したとき期間満了の日

四 勤務場所の変更その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する必要がなくなったとき20日

五 本校において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき本校の指定した日

2 前項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が同項ただし書きにより引き続き当該宿舎を使用しようとする場合には、同項本文に規定する期限までに、その理由その他参考となるべき事項を記載した宿舎明渡猶予申請書を校長に提出してその承認を受けなければならない。

3 宿舎の被貸与者は、本校が、第14条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

4 被貸与者が第1項及び第3項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は本校が別に定める明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。

5 第13条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者(同居者に限る)が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

(入居、明渡しの費用の負担)

第17条 宿舎の入居又は明渡しに要する費用は、被貸与者の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(宿舎の現状に関する記録)

第18条 校長は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状

況を明らかにしておかなければならない。

(施行に関する細目)

第19条 この規程の実施のための必要な手続, その他必要な事項は, 別に定める。

附 則

- 1 この規程は, 平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い, 奈良工業高等専門学校宿舎事務取扱内規(昭和42年4月1日制定)は廃止する。
- 3 本校は, 独立行政法人国立高等専門学校機構設立の際, 現に国及び国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の適応を受ける独立行政法人(以下「国等」という。)の教職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち本校に出資を受けた宿舎を, 国等の用に供するため, 国等は無償で使用させることができる。
- 4 この規程の施行の際, 現に国家公務員宿舎法のそれぞれの各規程により承認を受けていた被貸与者は, この規程によるそれぞれの相当の規程によってなされた承認と見なす。

附 則

この規程は, 平成19年12月21日から施行し, 平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は, 平成21年4月1日から施行し, 平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は, 平成26年6月23日から施行し, 平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は, 平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成28年6月21日から施行し, 平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は, 平成30年4月1日から施行する。

別表第1 宿舎の使用料(第13条関係)

宿舎名	棟	使用料 (自動車の保管場所を除く)		使用料 (自動車の保管場所)
		通常		
西ノ京宿舎	1号棟	通常	22,176円	4,987円
		単身赴任※	12,096円	

※単身赴任使用料は単身赴任手当受給者に適用